

浜松市規則第 4 6 号

浜松市会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当並びに給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

浜松市会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当並びに給与に関する条例施行規則（令和元年浜松市規則第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(通勤手当相当報酬)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(通勤手当相当報酬)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 第 2 項第 2 号又は第 3 号に掲げる月額職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が任命権者が定める要件を満たすものに限る。第 1 号において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（任命権者が定める月額職員を除く。）の通勤手当相当報酬の月額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当相当報酬の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。</u></p> <p><u>(1) 駐車場等に係る通勤手当相当報酬 1 月につき 5, 0 0 0 円を超えない範囲内で、1 月当たりの駐車場等の料金に相当する額として任命権者が定める額</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる通勤手当相当報酬以外の通勤手当相当報酬 前項の規定による額</u></p> <p>5～7 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の浜松市会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当並びに給

与に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和8年4月1日（以下「切替日」という。）から適用する。

（通勤手当相当報酬に関する経過措置）

3 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の浜松市会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当並びに給与に関する条例施行規則の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規則の規定による報酬の内払とみなす。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、速やかにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 切替日からこの規則の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、新たに改正後の規則第3条第4項の月額職員たる要件（以下「新要件」という。）を具備する月額職員となった者

(2) 前号に該当する者で、切替期間において、新要件を欠くに至ったもの

5 前項の規定による届出を市長が定める日までにを行った者に対する改正後の規則第3条第6項の規定の適用については、同項中「届出の日」とあるのは、「事実が生じた日」とする。

（細目）

6 前3項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（あらし）

この規則は、駐車場等の利用に対する通勤手当相当報酬を設けるものです。